

水道週間 6月1日～7日

令和5年度 第65回 水道週間スローガン

「水道水 安心・安全 これからも」

水は、毎日の生活に欠かすことの出来ない大切な資源です。

また災害時には、生きるために必要なものです。

日頃より節水に心がけ、コップ1杯の水でも大切に使用してください。



■家庭での節水 まず水漏れがないか確認しましょう。

■宅地内で水が漏れていませんか？

- ・いつもより水を多く使った覚えがないのに、検針票の使用水量が急激に多くなった。（料金が高くなった）
- ・雨も降っていないのに、ずっとぬれている場所がある。
- ・水を使っていないのに、蛇口の下がぬれている。

●水漏れの確認方法

- 1) 全ての蛇口を閉め、水道メーターボックス内のパイロットマーク（赤色又は銀色のコマ：右写真参照）を見る。
- 2) 少しでもパイロットマークが回っていたら宅地内で漏水している可能性があります。



◆確認して漏水と思われるときは、市指定給水装置工事業者に連絡し

確認・修理その他必要な措置をして下さい。修理費用はお客様の負担です。

◆漏水箇所によっては水道料金の一部を減免できる場合がありますので、

本庁水道料金係・西部支所水道係までお問い合わせ下さい。

◆宅地外の道路などで漏水を発見した時は、本庁水道工務課・西部支所水道係迄ご連絡ください。

●検針にご協力ください

- ・西条市では、委託検針人が2ヶ月に1回、水道メーターを検針しております。
- ・メーターボックスの上に駐車したり、物を置かないようにお願いします。
- ・犬などを飼われている場合は、メーターボックスへの通路を確保するなど、安全に検針できるようにご配慮をお願いします。
- ・メーターボックスが草や土で隠れないよう、また内部もきれいな状態で管理をお願いします。
- ・構造物の変更などでメーターが検針できない状態になるときは、必ず西条市指定の給水装置工事業者に依頼して、検針しやすい場所に移設して下さい。（費用は、お客様負担です。）

令和5年4月1日から「西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例」が施行されました。西条市の上水道等における水道水源の約90%は地下水を利用しています。日頃より節水に心がけ「地域公水」として地下資源を大切に、「育水」による地下水の保全に心がけましょう。

◆連絡先

- 西条・小松地区
西条市役所本庁 水道工務課・水道業務課
電話 0897-56-5151
- 東予・丹原地区
西部支所 環境課 水道係